

# 岐阜県公報

第 六 十 七 号

令和元年十二月二十四日

(火曜日)

## 目 次

### 規 則

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 四五三<sup>ページ</sup>

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

(同 ) 四五三

岐阜県総務関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(消 防 課) 四五四

### 告 示

道路の供用開始

(道 路 維 持 課) 四五四

保安林の指定の解除

(揖 斐 農 林 事 務 所) 四五四

保安林に指定する予定

(下 呂 農 林 事 務 所) 四五五

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

(選 挙 管 理 委 員 会) 四五五

### 公 示

土地改良区役員の退任

(西 濃 農 林 事 務 所) 四五六

## 規 則

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十一号

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則(平成十七年岐阜県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

本則の表岐阜県知事の項中「美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、」を削る。

### 附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十二号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則（平成二十八年岐阜県規則第八号）の一部を次のように改正する。  
本則の表岐阜県知事の項中「美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、」を削る。

附則  
この規則は、令和二年一月一日から施行する。

岐阜県総務関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十三号

岐阜県総務関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県総務関係手数料徴収条例施行規則（平成十二年岐阜県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「別表第一四の表」を「別表第一四の表三の項」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「使用して」を「使用する」方法により「に」改め、同条第三号中「別表第一七の表」を「別表第一七の表十一の項」に、「使用して」を「使用する」方法により「に」改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	御岳山線	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又 は 変更の 告示日 は）
県道	朝日線	高山市朝日町胡桃島字上与十郎四二六番一地区先地内	二四・六	令和 元・二・二四	平成 二〇・三・一八

岐阜県告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二八三の二、二二八三の三、二二八三の四、二二八三

の六、二二八三の七、二二九〇の二、二二九〇の四三、二二九〇の四六

二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 解除の理由  
指定理由の消滅

岐阜県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二八三の二、二二八三の六、二二八三の七、二二九〇の二、二二九〇の四三、二二九〇の四六

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町上呂字森六二一三の一、六二一三の一

二 指定の目的  
落石の危険の防止

三 指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示二

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年十二月二十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 令和元年12月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数  
1,673,290人
- 2 総数の50分の1の数  
33,466人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）  
309,162人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	338,503	112,835
大垣市	147,191	49,064
高山市	74,761	24,921
多治見市	92,850	30,950
関市・美濃市	90,043	30,015
中津川市	64,972	21,658
瑞浪市	31,203	10,401
羽島市	55,641	18,547
恵那市	41,971	13,991
美濃加茂市	42,500	14,167
土岐市	48,173	16,058
各務原市	121,174	40,392
可児市	94,655	31,552

山	県	市	22,787	7,596
瑞	穂	市	42,654	14,218
飛	騨	市	20,527	6,843
本	美	市	42,755	14,252
郡	上	市	34,947	11,649
下	呂	市	27,350	9,117
海	津	市	29,142	9,714
羽	島	郡	39,137	13,046
養	老	郡	24,226	8,076
不	破	郡	28,314	9,438
安	八	郡	19,891	6,631
揖	斐	郡	56,386	18,796
加	茂	郡	41,537	13,846

公 示

○土岐地区区役員の選出  
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土岐地区区役員の役員が選任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 中 田 肇

退任した役員

土 改 良 区 地 名	土 改 良 区 地 名	退 任 年 月 日	役 名	氏 名	住 所
檜 保 北 部 改 良 区 地 名		令 和 元 年 二 月 三 日	理 事	片 野 隆 美	安 八 郡 輪 之 内 町 檜 保 一 七 〇 四 番 地

令和元年十二月二十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社